

鳥取県高性能農業機械導入計画

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日は、
休日がとれた日)
(当たる翌日)

鳥取県高性能農業機械導入計画 第1 高性能農業機械の導入に関する目標

1 高性能農業機械の類別と大きさ

種類	類別	I	II	III
トランクター	30 P S 級	40・50 P S 級	60・70・80 P S 級	
トレンチャーホース (歩行型)	8 P S 以上 (自走式)	トランクター用 (主にチューナントレンチャーホース)		
田植機	4～5条植 (乗用型)	6条植以上 (乗用型)		
スピリード	糞液吐出し量 20 l / 分以上	糞液吐出し量 50 l / 分以上	糞液吐出し量 70 l / 分未満	糞液吐出し量 800 m ³ / 分級未満
スピリヤード	糞量500 m ³ / 分級未満	糞量500 m ³ / 分級以上	糞量800 m ³ / 分級以上	
コンバイン	刃幅0.8 m 以上 (自脱型)	刃幅1.2 m 以上 (自脱型)	刃幅0.8～2.5 m 未満 (普通型(汎用型))	
フォーレージ・ ハーベスター	刃幅0.8 m 以上 1.0 m 未満	刃幅1.0 m 以上 1.2 m 未満	刃幅1.2 m 以上 1.5 m 未満	
ビーン・バー ベス・ターパー	1条刈(歩行型) 大豆専用			

注 上表の左欄に掲げる機械の種類ごとに馬力 (P S) 等の能力に応じて I から III までに分類し、次表以下に用いる。

農業機械化促進法(昭和二十八年法律第一百五十一号)第五条の三第一項の規定に基づき、鳥取県高性能農業機械導入計画を定めたので、同条第四項の規定により、次のとおり公表する。

昭和六十二年十月二十七日

鳥取県知事 西 尾 四 次

2 昭和64年度における高性能農業機械の種類別利用面積

高性能農業機械の種類	利用対象項目	地目別面積(ha)	高性能農業機械の種別			類別ごとの地目別面積	割合(%)	類別ごとの利用面積に対する割合(%)
			I	II	III			
トラクター	水田	25,000	I			12,000	48	
			II					
			III					
トレンチャー	畑	8,300	その他	1		13,000	52	
			II			3,300	40	
			III			5,000	60	
果樹園	果樹園	5,300	その他	I		1,500	28	
			II			3,800	72	
			III					
草地	草地	1,000	その他	I		950	95	
			II					
			III					
トレンチャー	果樹園	5,300	その他	I		2,850	54	
			II					
			III					
田植機	水田	15,400	その他	I		9,350	61	
			II			300	2	
			III					
スピードスプレヤー	スピード果樹園	3,000	その他	I		2,650	88	
			II					
			III					
コンバイン	水田	15,400	その他	I		12,100	79	
			II					
			III					
コンバイン	畑・草地	5,700	その他	I		5,000	88	
			II					
			III					
ハーベスター	水田	2,500	その他	I		700	12	
			II					
			III					

(注) 畿及び茶園を含む。

(4) スピードスプレヤー

地域名	区分			地域名	区分			
	I	II	III		I	II	III	
県全域	3	ha	5	ha	5	ha	8	ha

(3) 田植機

地域名	区分			地域名	区分			
	I	II	III		I	II	III	
県全域	1	ha	3	ha	5	ha	8	ha

(5) コンバイン

地域名	区分			地域名	区分		
	I	II	III		I	II	III
県全域	6ha	11ha	15ha	稻・麦	稻・麦	稻・麦	大豆

注 () は大豆専用機

(6) フォーレージ・ハーベスター

区分	畑・転作水田・草地			地域名 県全域	面積 5 ha 8 ha 10 ha
I	II	III	転作水田 I ha		

(7) ピーン・ハーベスター

区分	転作水田	地域名 県全域	面積 2 ha
I	I ha		

(注) 1 地域区分は、水田の場合は、ほ場区画おおむね20a以上上の区画が集団化している地帯をA地域、ほ場区画おおむね10a以上20a未満の区画が集団化している地帯をB地域とし、畑、果樹園及び草地の場合は、ほ場の傾斜8度未満をA地域、8度以上をB地域とする。

2 この表に掲げていない類別の高性能農業機械に係る利用規模の下限については、別に定めるところによる。

第2 計画の期間

昭和62年度から昭和64年度までの3年間とする。

第3 高性能農業機械の導入を効果的に行うために必要な条件の整備に関する事項

(1) 地目別整備基準

地目	ほ場条件整備の基準	昭和60年度において左の基準を備えてい62年度予定面積		昭和64年度において左の基準を備えてい63年度予定面積		昭和64年度において左の基準を備えてい64年度予定面積	
		ha	ha	ha	ha	ha	ha
水田	1 高性能農業機械の走行可能な土の硬さがあること。 2 区画の形状は、原則として長方形で、次のように整備されていることが望しい。	14,370	555	555	555	16,590	
畑	1 区画の形状は、原則として長方形で、その大きさは、長辺が100～200m程度あることが望ましい。 2 傾斜地は、区画の長辺が等高線に沿っていること及び傾斜が10度程度以下となることが望ましい。	3,190	260	260	260	4,230	

果樹園		草地		地	
1	区画の形状及び大きさは、防除作業の効果的な実施等に留意して定められていること。				
2	8度以上の斜面では、園内耕作道が階段状に設置されていること。	2,850	50	50	3,000
3	8度以下の斜面では、樹列間に2m以上の空間があること。 枕地は、4m程度とする。				

注 果樹園及び草地については、「昭和60年度において左の基準を備えている面積」の欄の数値は、昭和61年度の数値である。

(2) 共通整備基準

ア ほ場の圃地化

実作業率を高めるよう可能な限り圃地化していること。ほ場のほとんどは、少なくとも使用する高性能農業機械の1日の作業負担面積に達していることが望ましい。

イ ほ場の均平化及び障害物の除去
ほ場の均平化に留意するとともに、作業の障害となるものが除去されていること。

地		栽培条件	
地目	作物	栽培条件整備の基準	
水田	水稲及び雑穀野菜	1 農業機械の年間稼動時間を増大させるとともに、作業効率を高めるため、集団的な栽培の体制が整っていること。	
	飼料作物	2 集団(ほ区)のうちが区分されている場合は、1耕区(区分)が同一水系に属するか、又は同一の水利慣行のあることが望ましい。	
		3 作物の種類及び品種、作付体系、作期、肥培管理等が計画的に行われていること。	

田畠		ウ 農道等	
地目	作物	整備の基準	
畑	飼料作物 麦及び雑穀 野菜	1 水田の場合の1及び3に準ずる。	トラクター単体だけでなく、作業機(トレーラーを含む。)を装着し、又はけん引した場合においても、その走行に支障がないように、幅員、交差部の隅切り、橋等が整備されているとともに、水田にあつては田面からの高さ及びほ場進入部について、畑にあつてはこう配及び曲率半径について整備されていること。
果樹園	果樹	1 機械が安全かつ容易に利用しやすいよう植栽、樹形、果樹棚等が整えられ、旋回の場所が確保されていることが望ましい。	
草地	牧草	1 収穫時期が競合しないよう草種及び品種を選定し、粗飼料給与計画に適合した生産体制がとられていること。 2 水田の場合の1に準ずる。	

3 関連機械施設条件

関連機械施設名	関連機械施設整備の基準
格納施設	<p>1 トラクター、作業機の日常整備に必要な部品、工具等が備え付けられていること。</p> <p>2 施設の床面積は、トラクター、作業機及び装備品（以下「トラクター等」という。）の格納所要床面積に、トラクター等の交換、脱着作業に必要な面積、日常点検に必要な面積及び床面の形状、出入口の位置等に応じた通路面積を加えたものであり、かつ、その床面積に見合う格納施設の年間所要経費（施設の減価償却費、修理費、資本利子、租税公課及び保険料）が、格納するトラクター等の購入費の総額に比較して妥当なものであること。</p> <p>3 施設の出入口は、その高さ及び幅がトラクター等の高さ及び幅に応じたものであること。</p> <p>4 附帯施設として、工具置場、洗車施設、ホイスト等が併置されていることが望ましい。</p>

4 組織的利用条件

区分 主な組織形態	組織的利用条件整備の基準	昭和61年 度において 左の基 準を備 える組 織数	昭和64年 度において 左の基 準を備 える組 織数
農家集団による共同利用	類別に対応する利用規模の下限以上の面積が員内利用面積として確保され、有効利用についての調整があらかじめ集団によって行われていること。	113	20 10 10 153

第4 高性能農業機械の利用に関する技術の研修及び指導に関する事項
1 農業機械作業従事者研修計画

種類	昭和61年度 までの研修了 修了者数	研修計画			昭和64年度 までの研修了 修了者数
		昭和62年度	昭和63年度	昭和64年度	
農業機械1級研修	107人	5人	5人	5人	122人
" 2級研修	442	35	35	35	547
計	549	40	40	40	669

注 研修の種類は、中核的農業機械利用技能者養成事業実施要領（昭和57年7月16日付受農改第73号鳥取県農林水産部長通知）による。

2 農業機械士の認定計画

農業機械士の種類	認定計画				昭和64年度までの認定者数
	昭和61年度までの認定者数	昭和62年度	昭和63年度	昭和64年度	
1級農業機械士	83人	4人	4人	4人	95人
2級農業機械士	387	30	30	30	477
計	470	34	34	34	572

注 農業機械士の種類は、中核的農業機械利用技能者養成事業実施要領による。

3 農業機械士等の養成配置に関する方針

中核的農業機械利用技能者の養成については、農業者及び農業後継者を対象に県立農業大学校で農業機械技能1級研修及び同2級研修を実施する。

これらの研修終了者又は農業機械士を農業機械利用集団へ配置し、農業の生産性向上と農作業の安全の確保に努める。

4 農業機械士等における指導体制の整備

(1) 県は、農業関係機関、農業団体等との連携を保ちながら農業機械化を推進する。

(2) 市町村及び農業団体は、地域の実情に即した農業の機械化とともに、農作業の安全確保、環境改善等を図りつつ、農業機械の効率的利用を推進する。

第5 その他高性能農業機械の導入に関する必要な事項

1 高性能農業機械の効率的利用を推進するための方策

(1) 基本方針

農業生産の推進力となる農業機械化は、地域の特性や諸条件に適合して、機械の導入が経営の規模拡大を誘導し、その発展を促すものでなければならない。このため、生産（利用）組織の育成強化をはじめとして、土地基盤の整備、栽培の集團化、農用地の有効利用、中核的農業者の確保など諸条件を考慮しながら、より効率的な農業機械利用体制の整備を図るとともに、農作業の安全を確保する。

(2) 効率的利用の推進方策

ア 農業機械の導入台数の決定に当たっては、高性能農業機械導入計画に基づく利用面積の下限の範囲で行うものとし、利用面積の拡大に努める。

イ 国の補助事業による農業機械の導入は、その採択基準によるものとする。

ウ 具体的な導入機械及び導入台数の決定に当たっては、利用規模、作物の栽培条件及び作業条件、機械の能力からみた作業負担面積、農業機械作業従事者の確保、中古農業機械の活用を含めた機械利用経費並びに既導入機械との調整等について考慮する。

エ 機械化に適した土地基盤（用排水溝、区画、農道等）の整備とともに、交換分合等による耕地の集團化を図る。
オ 地域の適作物を集団栽培して、機械利用規模の拡大ができるよう作期の調整を図る。

カ 農業機械銀行等を導入している地域にあっては、広域化、作業規模拡大の方向で、より効率的な機械利用を進める。地域の諸事情により機械銀行が導入できない地域では、個別の農作業受託農家を核として小集団を組織し、作業受委託の推進を図ることで、

遊休機械の活用を促進し、機械への過剰投資を防止する。

キ 中核的農業機械利用技能者養成事業実施要領に基づく農業機械

士等の適正な技能を有する者を確保して、農業生産技術の高位平

準化を図る。

ク 農業機械の点検整備体制を整え、長期にわたって効率的な活用

ができるよう配慮する。

2 修理整備体制の整備

(1) 整備施設の設置

昭和61年度までの施設認定数			昭和64年度までの施設認定予定数				
特A級	A 級	B 級	C 級	特A級	A 級	B 級	C 級
17	14	21	21	17	14	22	23

注 整備施設の分類（特A級、A級、B級及びC級）は、農業機械整備施設設置基準（昭和44年5月31日付44農政第2258号農林事務次官依命通達）による。

(2) 点検整備等の体制に対する指導の方針

ア 近年の高性能化、複雑化した農業機械の普及及び中古農業機械の需要の増加にかんがみ、これら農業機械の適正な整備を確保し、その有効利用と適正な流通を促進するため、整備施設の認定を行うとともに、中古農業機械の適正な性能、安全性等の確保に必要な整備技能並びに適正な評価に関する知識及び技能を習得させるための研修等を行う。

イ 農業機械の保守点検整備に関する農業者の知識及び技術水準は

高いとはいひ難いので、整備施設の技能者、農業機械士等を主軸に、農業機械の安全操作、安全装備等について、農業者の自主的な点検整備が励行されるよう指導体制の充実を図る。

3 農業機械作業事故防止及び労災加入促進のための指導方策並びに指導体制の整備

(1) 指導方策

イ 農業機械の大型化及び高性能化に伴う事故防止のため、農作業事故の実態調査及びその分析結果に基づく啓もう指導をする一方、機械利用技能の向上を図る。

ウ 農作業安全月間を農繁期の5月と10月に設定し、また、講習会の開催、パンフレットの配布等により安全に対する意識を喚起し、併せて労働災害保険の加入促進を図る。

エ 農業機械化研修を通じて農業者等の機械利用技能の向上を図り、また、農作業安全指導者としての知識及び技能を習得させる。

ウ 高性能農業機械の導入に当たつては、農業機械化促進法に基づく農機具の型式検査に合格した型式、生物系特定産業技術研究推進機構において安全である旨の鑑定が行われた型式等安全防護装置等の装備されたものの中から選定されるよう推進する。

エ 乗用型トラクターについては、安全キャブ又は安全フレームが装着されているものの導入を推進するとともに、既に導入されている乗用型トラクターで安全キャブ又は安全フレームが装着されていないものについても、型式検査に合格した安全キャブ又は安全フレームの装着が可能な限り行われるよう推進する。

(2) 指導体制

昭和62年10月27日 火曜日

報 公 县 取 鮎

農業機械導入利用推進会議を中核として、県関係機関、市町村、農業団体等の連携を密にし、農業機械の活用などにより農業者に対する指導を徹底する。

第6 高性能農業機械以外の農業機械の利用規模の目安

地域	機械	利用対象地目	利用規模の目安	備考
自走式 (500kg級)	ミニアスプレッシャー	水田、畑等	5.8 ha	
" (1,000kg級)	"	"	9.3	
ビーンズレッシャー (300kg/H)	水田	2.2		
" (500kg/H)	"	3.3		
管 理 機	水田、畑等	1.1	2種の作業に使用する場合	
耕耘機(兼用型)	"	0.7		
" (駆動型)	"	1.0		
ト ラ ク タ イ	15 P S 以下	"	1.6	
タ イ	20 P S 以下	"	2.1	
全	25 P S 未満	"	2.6	
田植機(2条)	水田	1.4		

コノバイン (2条乗用型)	"	1.9	
(稻・麦)脱穀機 (自走式)	"	1.6	
(稻・麦)乾燥機 (1.5t)	"	2.1	
" (2.5t)	"	2.7	
トレンチャー (8PS以下)	水田、畑等	0.6	
動力噴霧機 (3~5PS級)	"	3.8	1回防除の場合
(ロータリーアービング4条)	"	0.76	5回防除の場合
大豆は種機 (歩行4条)	"	2.5	
		0.8	

注 利用規模の目安となる面積は、単作を想定し決定したものである。